
筑後市いじめ防止基本方針

1 筑後市いじめ防止基本方針の意義

本市においては、これまで、いじめ問題の解決を目指して取り組んできたところである。しかしながら、昨今のいじめの現状を考えると、本市においても、いじめの問題への取組の一層の強化を図る必要がある。

そこで、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）制定の意義や法の趣旨を踏まえ、国及び県のいじめ防止基本方針を参考に、市内全ての小・中学校及び市教育委員会、家庭・地域、関係機関等のそれぞれにおける役割や取り組むべき事柄を明確にし、いじめの防止等がより体系的かつ計画的に実施されるよう「筑後市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を定める。

2 いじめの定義及び防止等の対策に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ いじめの定義に係わる用語の解釈留意点については「国のいじめ防止基本方針」参照

(2) いじめ防止等の対策に関する考え方

基本的な考え方としては、いじめは人権侵害であり「絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、どの学級でも起こりうる」との認識に立ち、いじめを生まない教育活動の推進、早期発見、早期対応の取組の充実、家庭・地域・関係機関等との密接な連携を図ることが重要であるということを認識する必要がある。

(3) いじめ防止に向けての役割

① 市として

ア. 市基本方針を定め、これに基づきいじめ防止及び解決を図るための施策を策定し実施する。

イ. いじめの未然防止、早期発見、いじめの防止等の早期対応、被害者の子供に対する適切な支援、加害者に対する適切な指導を行うため、教育相談体制の充実、関係機関等との連携体制づくりをする。

ウ. 学校におけるいじめの実態の把握に努め、いじめに関する報告を受けたときには、迅速・適切に必要な措置を講ずる。

エ. 子供が安心して豊かな生活ができるように、いじめ防止の啓発を行う。

② 学校として

ア. 誰でもが安心して豊かに生活できる学校を目指すため、学校いじめ防止基本方針を策定し、校長のリーダーシップのもと全教育活動を通して、計画的・組織的に取り組む。

イ. 子供が主体となっていじめのない子供社会を形成するという意識を育むために、発達段階に応じたいじめ防止の取組を実践できるよう指導・支援する。

ウ. いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合には早期に対応できるように保護者・地域と情報を共有しながら指導にあたる。

エ. 校長のリーダーシップのもといじめを絶対許さないこと、いじめられている子供を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、組織的に対応する。

オ. 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別面談を実施するなど学校総体として児童生徒一人一人の状況把握に努める。

③ 保護者として

ア. どの子供も、いじめの加害者・被害者になりうることを意識し、子供がいじめに加担しないよう指導に努める。また、日頃から子供がいじめ被害を受けた場合やいじめを発見した場合には、周囲の大人に相談するように働きかける。

イ. 子供のいじめを防止するために、学校や地域との情報交換に努め、根絶を目指してお互いに補完しあいながら協働して取り組む。

ウ. いじめを発見し、又はいじめのおそれがあると思われる時は、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

④ 子供として

ア. 自己実現に向けて、何事にも精一杯取り組み、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。

イ. 周囲にいじめがあると思われる時は、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

⑤ 地域・関係機関として

ア. 子供が安心して過ごすことができる環境づくりに努める。

イ. 子供の成長、生活に関心を持ち、いじめの兆候等が感じられる時は、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめ防止に努める。

ウ. 子供の健全育成に係わる関係機関等は、その役割を認識し、子供が健やかに成長することを願い、相互に連携し、いじめの根絶に努める。

3 いじめ防止等の対策

本市の施策は、「福岡県いじめ防止基本方針」を踏まえ、いじめ防止等の対策を総合的に次のように取り組むこととする。

(1) いじめ防止等のための組織の設置

① いじめ問題対策連絡協議会

市は、いじめの防止に関する機関や団体の連携を強化し、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に進めるために、「筑後市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

② 市教育委員会の附属機関

市教育委員会は、いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、次に掲げる事項を実効的に行うため、市教育委員会に附属機関を設置する。

- ア. いじめ事案に関する調査及び問題解決のための助言に関すること
- イ. いじめ防止等のための対策・推進に関すること

(2) 法に基づく学校の取組状況の把握と検証

市教育委員会は、市内全ての小・中学校を対象に学校いじめの問題への取組状況調査を実施し、調査研究及び検証を行うとともに、その成果をもとに学校を指導する。

(3) 学校における組織等の設置に対する支援

市教育委員会は、学校いじめの防止対策委員会の複数の専門的知識を有する者等から構成される「組織」の設置に必要な情報提供や、県と連携したスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等による人材の確保や予算措置等の必要な措置を講ずるように努める。

(4) 関係機関との連携

市は、いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、「学校警察連絡協議会筑後部会」、「筑后市青少年育成市民会議」、「筑后市安全で安心できるまちづくり推進協議会」など本市の児童生徒の健全育成推進に関係する機関との連携の強化に努める。

(5) いじめを生まない教育活動の推進

- ① 学校は、道徳教育・心の教育の推進や体験的・実践的活動の推進、学級活動の充実、校長による命の大切さやいじめに関する講話の実施、豊かな人間関係をつくる教育活動の実施等の取組を推進する。
- ② 学校は、全ての児童生徒が参加・活躍できる生徒指導3つの機能（共感的人間関係・自己決定・自己存在感）を生かした分かる授業づくりを推進する。
- ③ 学校は、これまで取り組んできたいじめを生まない独自の取組の実施を一層推進する。

(6) いじめの早期発見

- ① 学校は、いじめ問題に対する取組の充実のため、県教育委員会作成の「いじめの早期発見・早期対応の手引」の活用の一層の徹底を図る。
- ② 学校は、いじめ問題の実態を把握するため、いじめに特化した毎学期の無記名アンケートや教育相談活動、毎月のいじめに特化したアンケート簡易版又は生活アンケート等の確実な実施を図る。
- ③ 市教育委員会は、法が規定するいじめの通報・相談の徹底と認知したいじめへの迅速で的確な対応を図るため、県と連携し、学校で認知したいじめに関する県教育委員会等への報告体制の整備に努める。

(7) いじめの早期対応

- ① 学校は、「いじめ問題コーディネーターの位置付け」、「毎月の校内いじめ問題対策委員会の開催の徹底」、「報告・連絡体制のマニュアル（危機対応マニュアル）の作成」をはじめとするいじめ問題への組織的指導体制の整備等の取組を推進する。
- ② 学校及び市教育委員会は、児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれないようにするため、県と連携し、リーフレット等を用いて啓発に努める。
- ③ 学校及び市教育委員会は、出席停止制度等の適切な運用及びいじめを行った児童生徒への学校における組織的な対応と粘り強い指導の徹底を図り、再発防止を推進する。
- ④ 学校及び市教育委員会は、学校及び市教育委員会だけでは解決が困難な事案に対しては、県が設置する、いじめ問題等学校支援チームの活用等を行い、いじめの問題の早期解決を図る。
また、生命・身体・財産に係わる重大事態等に対しては、早期に警察等に通報や相談し協力を求める。
- ⑤ 市教育委員会は、必要がある場合は、市教育委員会の下に附属機関により調査を行う。

(8) 児童生徒理解と教育相談体制の整備

- ① 市教育委員会は、いじめの問題の早期対応に向けて、県と連携してスクールカウンセラー等外部の専門家を配置するなど、学校の教育相談機能の向上に努める。
- ② 市教育委員会は、学校の相談ポスト・相談窓口や市教育研究所内の相談窓口、県が設置する、ホットライン24相談窓口等の周知の徹底を図り、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に努める。
- ③ 市教育委員会は、学校の求めに応じて派遣される人材の確保や、教育相談体制の整備に係る対策の充実に努め、関係機関等との連携をより一層強化する。

(9) 教職員研修の充実

- ① 市教育委員会は、学校において、いじめの問題に関する教職員の資質の向上を図るため、県と連携し、スクールカウンセラー等の専門家を活用した、いじめの問題に特化した校内研修を長期休業期間中に実施するよう依頼する。
- ② 市教育委員会は、県教育センターと連携し、いじめの防止及び早期発見のための方策等に関する調査研究及び検証等に協力するとともに、校内研修指導資料等の成果の活用を促進する。

(10) 保護者・地域等への働きかけ

- ① 市教育委員会は、保護者が、責務等を踏まえて子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるように県と連携し、いじめに特化した家庭用リーフレット（チェックリスト）や相談窓口の紹介カードの配布など家庭への啓発活動を推進する。
- ② 市教育委員会は、インターネットを通じて行われるいじめへの理解や早期発見の促進のために、県と連携し、いじめに特化したリーフレットの家庭への配布など家庭への支援を継続し、啓発活動を推進する。
- ③ 市教育委員会は、福岡県PTA連合会による「いじめ撲滅月間」における取組の推進や

地域での見守り活動の推進など、関係団体等と連携した取組の推進に協力する。

(11) 適切な学校評価・教職員評価

- ① 市教育委員会は、学校評価の中のいじめに関する項目については、実態把握やその対応にどのように取組を行っているかについて評価するよう学校を指導する。
- ② 市教育委員会は、学校評価においていじめの取組に関する評価は、学校基本方針に位置付けられたPDCAサイクルに基づき行うよう学校を指導する。
- ③ 市教育委員会は、国の「学校評価ガイドライン」を参考に評価項目を作成し、アンケート調査等による学校評価を適切に行い、その結果を以後の取組に活かすよう学校を指導する。
- ④ 市教育委員会は、教員評価の中のいじめに関する項目については、県教育委員会の「人事評価の手引」を参考に評価を行い、その後の取組に活かされるよう学校を指導する。

4 重大事態への対応

市教育委員会又学校は、次に掲げる重大事態が発生した場合には速やかに組織を設け、適切な方法により事実関係を明確にするための調査、報告等を行う。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害があると認められるとき。
- 2 いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

※「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ欠席30日以上を目安とする。また、学校が「いじめの結果ではない」「いじめの重大事態とは言えない」と考えた場合でも、児童生徒や保護者から重大事態に至ったと申し立てがあった場合も調査、報告等にあたる。

(1) 重大事態の発生と調査

- ① 学校は、重大事態が発生した場合は、直ちに市教育委員会に事態発生について報告をする。
- ② 市教育委員会は、学校において重大事態が発生した場合、学校からの報告を求める。
- ③ 市教育委員会は、学校において重大事態が発生した場合、学校からの報告を受け、市長へ重大事態発生について報告する。併せて、県教育委員会への報告を行うこととする。
- ④ 市教育委員会は、学校からの報告を受け、調査主体や調査組織について判断した上で、いじめの事実関係を明確にするための調査及び事態への対処、再発防止のための調査等を行う。
- ⑤ 市教育委員会は、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会において調査を実施する。
- ⑥ 市教育委員会は、学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、調査を実施する学校に対して必要な指導、また、指導主事等の派遣など適切な人的支援を行う。

- ⑦ 市教育委員会は、調査の際には、当該重大事態の客観的な事実関係を明確にすることで、因果関係の特定に努める。
- ⑧ 従前の経緯や事案の特性から市長が必要と認めた場合は、法第28条第1項の調査に並行して、市長による調査を実施することができる。ただし、その際は、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携して適切に役割分担等を行い実施する。

(2) 調査を行うための組織

- ① 市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。
- ② 組織の構成については、専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とし、当該調査の中立性・公平性を確保するように努める。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。したがって、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢で、学校と市教育委員会は、附属機関に対し積極的に資料を提供する。

ア. いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問票を使った調査又は聴き取り調査等を行う。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めなければならない。

さらに、いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、国が示している「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、市教育委員会がより積極的に学校を指導・支援したり、関係機関とより適切に連携したりし

て、対応することが必要である。

イ. いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等により行う。

(4) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報の提供

市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、適時・適切な方法で、経過報告も含め、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

※ これらの情報の提供に当たっては、市教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシーの保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供する。また、市教育委員会は、学校が調査を行う場合において、情報の提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行う。

② 調査結果の報告

市教育委員会は、調査結果について、市長に報告する。併せて、県教育委員会にも報告することとする。また、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見や学校からの所見の提供があった場合には、調査結果の報告に添えて、市長及び県教育委員会に提出する。

(5) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

① 再調査

(4) の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

なお、従前の経緯や事案の特性から市長が必要と認めた場合は、第28条第1項の調査に並行して、市長による調査を実施することができる。

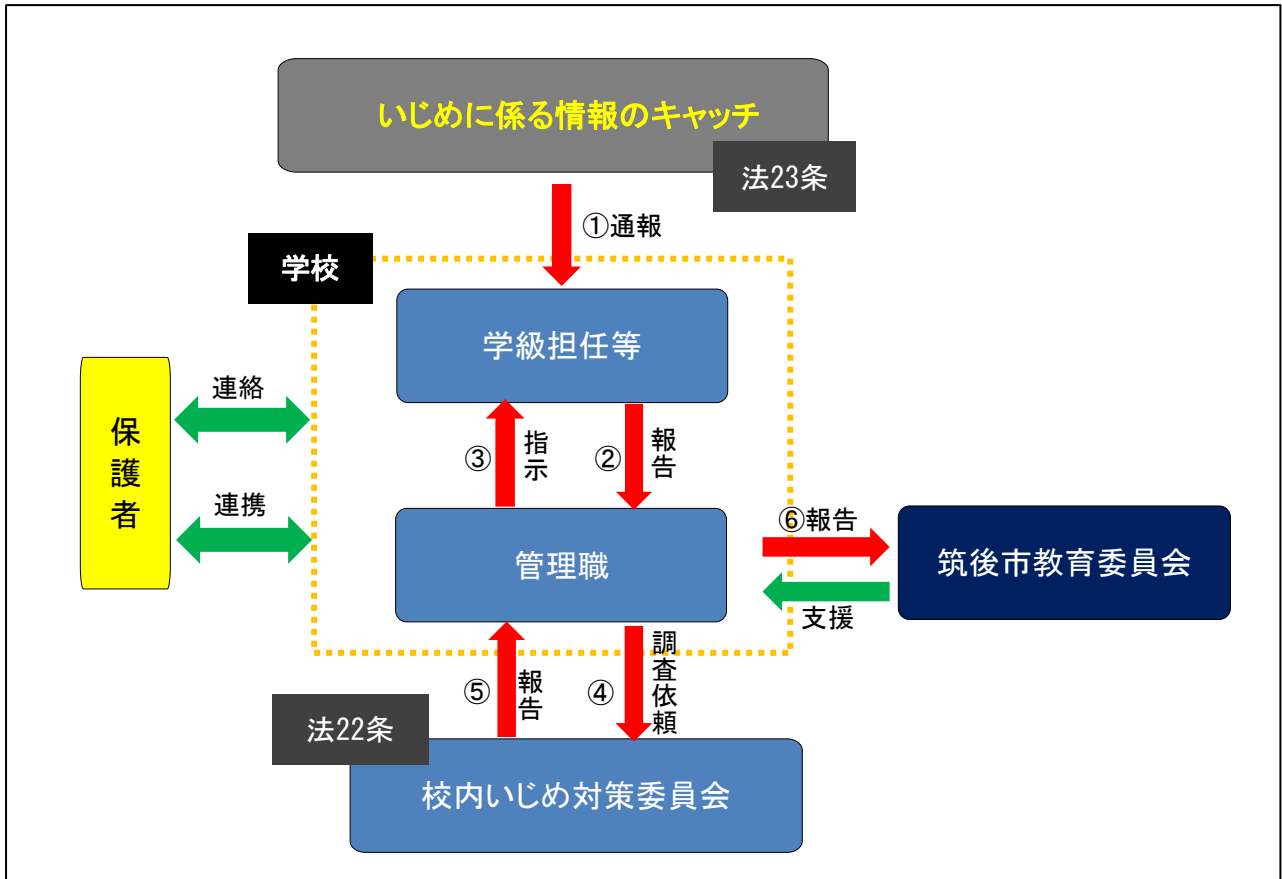
② 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

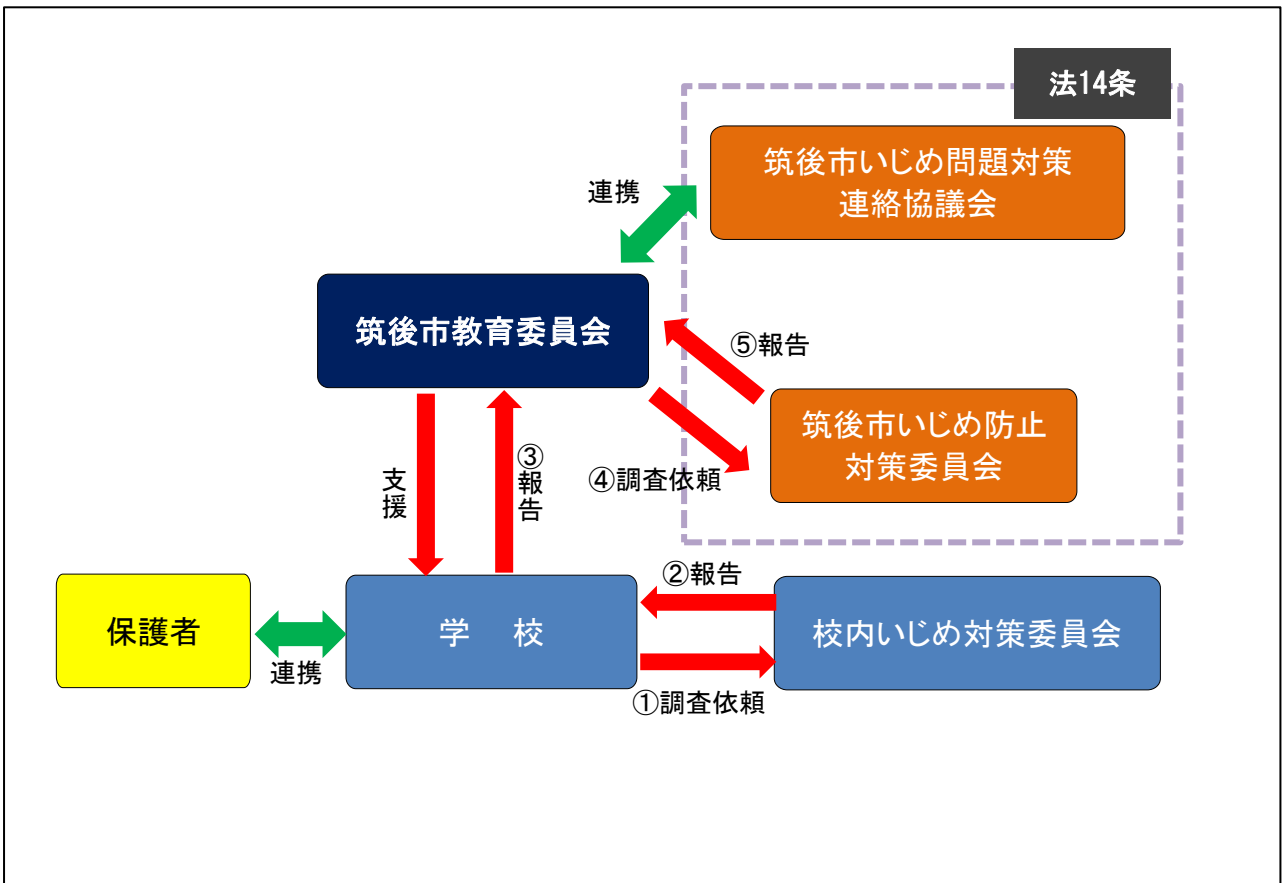
「必要な措置」としては、市教育委員会においては、例えば、指導主事の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等、多様な方策を考える。市長部局においても、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置を行う。

また、再調査を行ったとき、市長は個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保し、その結果を議会に報告しなければならない。

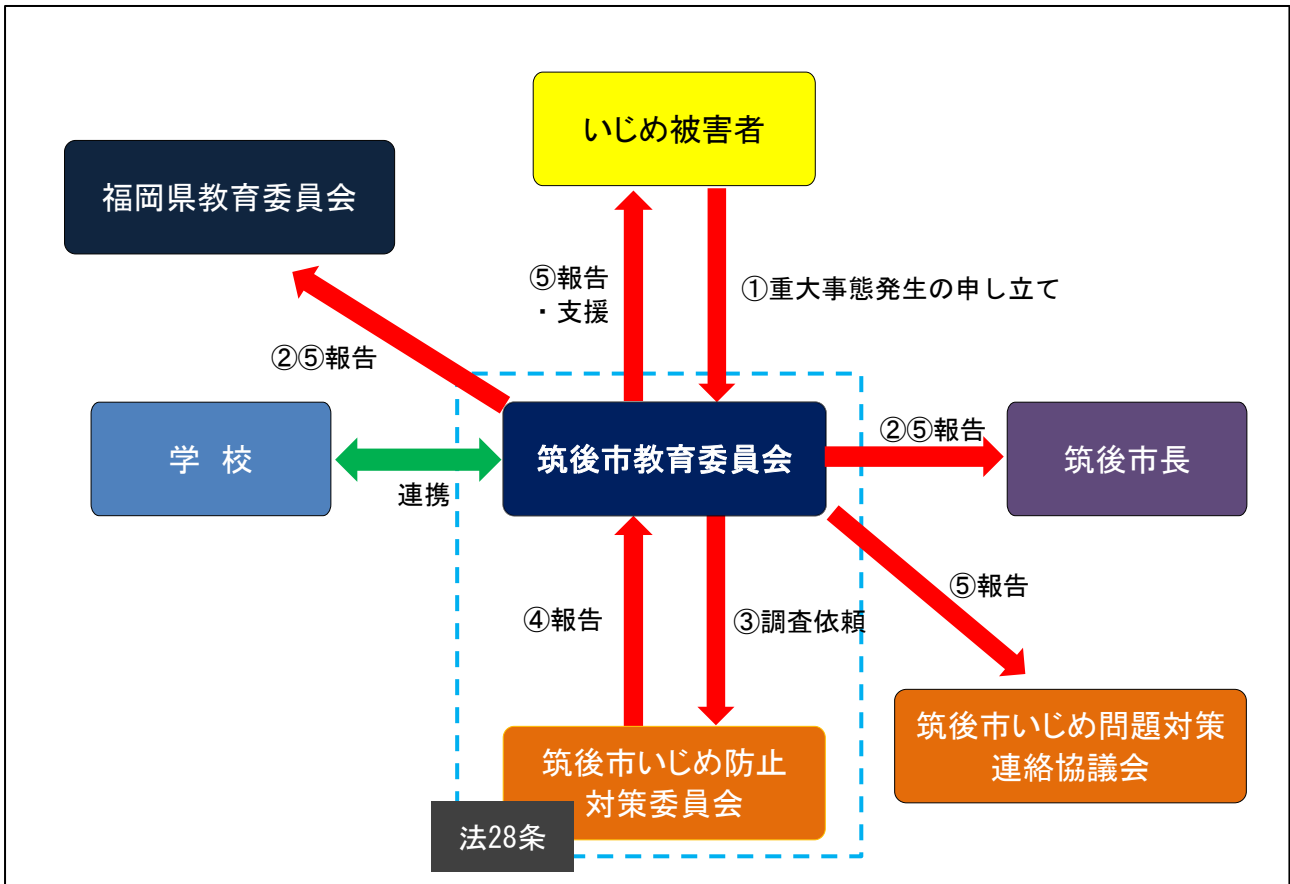
いじめ対策フロー（学校）



いじめ対策フロー（市教育委員会）



いじめ対策フロー（市教育委員会） ※重大事態の場合



いじめ対策フロー（市） ※重大事態の再調査の場合

